

日 薬 発 第 243 号

令 和 6 年 1 月 9 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会

会 長 山 本 信 夫

(会 長 印 省 略)

### 令 和 6 年 能 登 半 島 地 震 義 援 金 の 募 集 に つ い て

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年1月1日に発生した石川県能登地方を震源とする大地震により、被災地が甚大な被害を受けていることに鑑み、義援金の募集を下記要領により行いたいと存じますので、貴会及び貴会会員のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

**1 義援金送金先** (恐縮ながら払込料金は皆様のご負担でお願い申し上げます。)

**【郵便振替貯金口座】：00120—7—13712**

**【口座名義】：公益社団法人 日本薬剤師会**

※払込取扱票等の通信欄に「**能登半島地震義援金**」である旨ご記載下さい。(通信欄がない場合は払込人名の前に「**ノトギエンキン**」と付記して下さい。)

※ゆうちょ銀行以外の金融機関からの送金の場合は、支店名 (〇一九店 (ゼロイチキユウ店)、支店コード**019**) 及び預金種別 (当座) の記載も必要となります。口座番号は**0013712**となります。

**2 義援金の取扱い期間**：令和6年1月9日から当分の間

(締切：令和6年3月末日)

**3 義援金の取扱い方法**：本会で取りまとめた義援金は、被災された都道府県薬剤師会を通じ被災会員に贈呈させていただきます。

**4 募集結果の報告**：都道府県薬剤師会に報告するとともに、日本薬剤師会雑誌並びにホームページに掲載いたします

○義援金の税法上の取扱いについて

このたびの義援金は「特定公益増進法人に対する寄附金」に該当いたします。個人の方は寄附金控除（所得控除）、法人の方は「一般の寄附金」とは別枠で損金算入ができます。領収書が必要な方にはご希望に応じて発行いたしますので、次ページの「特定公益増進法人に対する寄附金 領収証発行依頼書」（本会ホームページにも掲載）に必要事項をご記入の上、日本薬剤師会 会計・厚生課までFAX（03-3353-6270）でお送り下さい。着金確認後、ご記入の住所へ領収証をお送りいたします

なお、寄附金控除等については国税庁のホームページをご覧になるか、管轄税務署等にお問い合わせ下さい。

